



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	G. アーデルマン編『1836年ライン州鉦工業事情・地区別統計』
Author(s)	渡辺, 尚
Citation	北海道大學 經濟學研究, 23(3), 247-267
Issue Date	1973-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31269
Type	departmental bulletin paper
File Information	23(3)_P247-267.pdf



<資料紹介>

G. アーデルマン編『1836年ライン州鉱工業
事情・地区別統計』

Gerhard Adelmann (herausgegeben und eingeleitet),
Der gewerblich-industrielle Zustand der Rhein-
provinz im Jahre 1836. Amtliche Übersichten. Ludwig
Röhrscheid Verlag. Bonn 1967. 336 S.

渡 辺 尚

西ドイツにおけるライン産業史研究は、ここ10年来ケルン・ボン両大学を
各々拠点として着実に進展している。すなわちケルン大学では、Institut für
Wirtschafts- und Sozialgeschichte 及びこれと不可分の関係にある Rhein-
nisch-Westfälisches Wirtschaftsarchiv が中心となり、ライン・ベストフ
ーレン地域の経営史的研究にめざましい成果を挙げており、他方ボン大学
では、Historisches Seminar 及びこれと密接な関係にある Institut für ge-
schichtliche Landeskunde der Rheinlande が中心となり地域史的観点に貫
かれた社会経済史研究を組織的に推し進めている。ここでは、とりわけ1963
年に地域史家 F. Petri, 経済史家 W. Zorn, 経済地理学者 H. Hahn によ
り、1820年代ライン地方の歴史・経済地図作成のために共同研究が組織され
てから、当該時期の産業史的史料の発掘が精力的に行われ、その成果はす
でに当該研究所の紀要である Rheinische Vierteljahrsblätter 他に雑誌論文と
して、また同研究所刊行の叢書として続々と発表されてきた。²⁾ 当時ツォル
ンの助手でありこの共同研究の重要な分担者として活躍したアーデルマンの手
により編纂された本書も、こうした機運の一産物とみなすことができよう。

本書は、Staatsarchiv Koblenz 所蔵のライン州庁 (Rheinisches Ober-
präsidium) 文書の中から、「ライン州工業事情報告、第1巻、1836年」及び

「同、第2巻、1841年」(Nachrichten über den gewerblichen Zustand der Rheinprovinz, Bd. I, 1836; Bd II. 1841, Abt. 403, Nr. 3408, Nr. 8229)と題された文書を、前者については362丁全文を県(Regierungsbezirk)・郡(Kreis)別に整理・収録し、後者については154頁にわたる同文書の中、「1841年初の状態に基くプロイセン・ライン州に関する統計的等の報告集」(Statistische und andere Nachrichten über die Preußische Rheinprovinz nach dem Zustande am Anfange d. J. 1841)と題された部分から1836年統計の統編部分とみなしうる2節を抜き出し、原文のまま収録したものである。

本書の主要部分をなす1836年統計の作成は、当時ライン州知事(Oberpräsident der Rheinprovinz)を勤めた Ernst Freiherr von Bodelschwingh の発議に基いている。彼は1836年2月15日付で州内60郡の全郡長(Landrath)宛に回状(Runderlaß)を送付し、同年5月に招集予定のライン州議会(Rheinischer Landtag)に州内の工鉦業統計を提出するため、管轄地域内の「あらゆる種類の工場」(Fabrikanstalten aller Art)を対象に、従業員数、生産設備、年産量・額について調査し、同年3月末日までに報告するよう要請した。これを受けて各郡長は、直接もしくは郡内市町村長(Bürgermeister)を通して各業者に問合せ調査を行い、その結果を整理・作表してからさらに注記・解説を施して県庁に回送した。この60郡長からの調査報告書が到着順に登録されそのままコブレンツ国立史料館に一括保存されていたのである。なお本統計の末尾には、郡長報告に基き州庁で作表された県別及び郡別2種類の一覧表(Übersichten des gewerblichen Zustandes der Rheinprovinz im Jahre 1836 (nach Kreisen und nach Regierungsbezirken), S. 281—295)が添えられている。

1841年調査は、同じく州議会に報告するためにフォン・ボーデルシュビンクによって発せられた1841年2月11日付の指令(Anweisung)に基く。しかし今回は郡別統計としてではなく、産業部門別に総括されて記録されたに留まる。編者の考証によると、36年統計は結局公表されるに至らず、41年

調査報告のみが複写され1841年10月17日付で8人のプロイセン政府閣僚に送付されたという。

本書は36年統計に41年統計が附録として添えられ、この両史料をはさんで編者の詳細な解題と地名一、業者名一、業種索引が附されるという構成をとっており、アルヒバリストとしての手腕を窺わせるアーデルマンの周到な配慮によって、本書の史料的価値は一層高められている。

編者によれば、本史料は従来たかだかその一小部分が利用されたにすぎず、またライン州庁独自の調査事業であったために、プロイセンの他州について類似統計を見出さず、それ故二重の意味で利用価値を持つ。同時代の公刊史料としてはつとに著名な G. v. Viebahn の R. B. Düsseldorf についての統計地誌及び R. Brüning のライン・ベストファーレン人名録を挙げることができるが、前者はライン州5県の中、1県についてのみの統計であり、後者は逆にベストファーレン州をも包括してはいるが、これに収録されているのは人名、住所、職種のみであるという難点を各々持っている。本史料はこれら既刊史料の不備を補う各種の資料を含んでおり、こうした諸史料の総合的利用によって、1830年代のライン州工業化の度合いを一層具体的に解明することが期待できるであろう。さらにまた36年統計と41年統計との対照によって、当該時期のライン州の工業化速度をある程度測定することも可能であろう。

本史料の特徴はさらに、60郡の中39郡について業者名が列挙され、いわゆる「経営者名簿」(Firmen- und Unternehmeradreibuch)としての体をなしていることである。「名簿」の意義は何よりも、資本の結合、分割、移動等が人的結合関係を通して明きらかにされ、諸産業部門の消長を個別企業の動向から採りうる点にある。それ故本史料は経営史的研究にとっても高い史料的価値を持つ。

本書編纂の意義は、しかし、単にライン地方の経済史的・経営史的研究の一層の進展に資するであろうことにとどまらない。周知のように近年わが国においても、当該時期ドイツ各地の工業化に関する地域史的・実証的研究が

進められているが、とりわけ本史料との対比に極めて適合的なものとして、松田智雄氏によって作表された「⁵⁾ ウェルテンベルク王国工場・マヌファクトゥア目録」を挙げることができよう。調査時期も調査項目もほぼ対応する西・南ドイツの産業的中心地における個別企業の悉皆調査結果を比較・対照することによって、われわれは西部ドイツ全体の産業発展の様相を観察できるばかりでなく、関税同盟の経済的効果の測定という点でも、多くのことが期待できるであろう。

さて、1836年調査は、後述の原因から郡によって調査対象の範囲が異り、また調査項目の多少についてもばらつきを生じている。さらに同一項目についても、地域もしくは業種・業者等によって記載内容の精粗の度合いが異っている。こうした不統一性は何よりも、当該調査における州知事→郡長→市町村長→経営者という指揮系統の重層性から生ずるのであるが、それはそれで当時のこの種の統計事業の方法・技術・問題性等について具体的な情報を提供してくれているともいえよう。むしろ内容的不統一性にこそまさに一次史料としての価値が存するのであり、この不統一性の逆用もわれわれに与えられた一つの課題なのである。この点を確認するためにも、郡毎に調査内容の要点を列挙しておくのは決して無駄ではないであろう。

1) *Kreis Düsseldorf* (S. 16—23)

41経営について、所在地、業者名、従業員数、生産設備（織機、紡機、染色桶、熔炉等）、年産量・額、1 Haardamast 製造場で $> \text{Maschinen} < 1$ 梳毛機製造場で各種 Maschinen、1 綿工場で Assortiment、1 ⁶⁾ 羊毛紡績場で梳毛機 (Kratzmaschinen)、前紡機 (Vorspinnmaschinen)、精紡機 (Feinspinnmaschinen)、打毛機 (Maschinenwolf) を各々使用。

2) *Kreis Duisburg* (S. 24—45)

a. 製造業 102経営について、業者名、業種、所在地、生産設備（織機、捺染台、溶炉、圧延機、鍛冶機、紙鹿桶等）、経営規模、従業員数、生産品目、年産量・額、蒸気機関台数・馬力、1 精糖場及び1製油場で蒸気機関、1 鋳鋼・鍛鋼場で施盤・研磨盤 (Drehsehl- und Polierbänke) 等及び蒸気機

関, 1 製粉・製材場で機械鋸 (Sägegatter) 及び蒸気機関, 1 染色・捺染場で仕上機械, 7 羊毛工場で蒸気機関, 1 羊毛紡績場で紡績機構及び蒸気機関, 1 綿紡績場でスロッスル及びミュール, 1 綿織工場で力織機 (Webmaschinen) を各々使用。さらに2造船場で蒸気船建造, 4 鑄鉄・機械製造場で蒸気機関及び各種機械部品を製造, 中3経営は旋盤・研摩機 (Drehsehl- und Poliermaschinen, Drehbänke) 等及び蒸気機関を使用。

b. 石炭鉱業 59炭坑, 炭坑名, 所在地, 従業員数, 出炭量・額, 蒸気機関台数・馬力, 12炭坑が石炭搬送及び揚水用に蒸気機関を使用。

3) Kreis Elberfeld (S. 46—50)

23業種8自治体 (Bürgermeisterei) 毎に, 業者数, 従業員数。ただし繊維工業4業種については織機数。郡内で蒸気機関が11台, 機械製造業2経営。

4) Kreis Geldern (S. 52—57)

41自治体毎に人口, 家族数, 職種別人口(10職種), 水車・風車・蒸気機関台数・馬力, 動力別製粉場数及び1日当り製粉量, 動力別紡績場数及び原料別紡錘数。さらに12河川毎に計37水車場の名称と生産品目, 54風車場の名称と生産品目。1綿紡績場及び2羊毛工場が蒸気機関を使用。

5) Kreis Gladbach (S. 58—61)

11業種について, 業者数, 織機及び紡錘数, 従業員数, 生産量・額及び単価。綿紡績業については, ミュール, スロッスル, ジェニー^りについて各々紡錘数及び生産番手。2綿紡績場が蒸気機関, 1綿工場が力織機 (Powerloom) 及び蒸気機関を使用。当郡綿工業の歴史, 金融, 販路等について郡長の詳細な解説が別紙によりなされる。

6) Kreis Grevenbroich (S. 62—63)

従業員2人以下の製革業, 13水車場及び8風車場は「工場」 (Fabrikanstalt) とはみなしえないので除外したという郡長の注記。10経営について, 所在地, 業種, 従業員数, 生産設備 (織機, 紡績機構, 紙漉桶), 生産量・額。1梳綿機製造場でMaschinen<, 1綿紡績場でスロッスル及びジェニーを使用, 1機械製造場で貨幣鑄造機 (Münzprägemaschinen) を生産。

7) *Kreis Kempen* (S. 64—67)

69経営について、自治体毎に業種、業者数・名、従業員数、織機台数、動力種類、生産量・額。1羊毛紡績場で紡績機構、1麻撚糸場で蒸気機関を使用。

8) *Kreis Kleve* (S. 69—73)

a. Bürgermeisterei Kleve 8経営について、業種、業者名、従業員数、織機台数、販路。

b. Bürgermeisterei Goch 21経営について、業者名、業種、従業員数、生産設備（織機、製油用圧搾機、火酒蒸溜罐等）、年産量、製品単価。留針製造業で留針製造機（Klopf- und Drehmaschinen）を使用。

9) *Kreis Krefeld* (S. 74—77)

20業種について、業種、業者数、従業員数、織機台数、年産量・額。1羊毛工場で毳立機及び剪毛機（Rauh- und Schermaschine）、紡績機構、蒸気機関、1ザイエト紡績場で蒸気機関、麻布染色場で揚水用に蒸気機関を各々使用。

10) *Kreis Lennep* (S. 78—79)

6業種について、立地、従業員数、生産設備（紡機、織機、鍛冶場、紙漉桶、蒸気機関台数・馬力）、年産量・額。羊毛工場、羊毛紡績場では紡績機構及び計7台の蒸気機関を使用。

11) *Kreis Neuß* (S. 80—81)

11業種について、業者数、従業員数、生産設備（織機、紡機、煉瓦窯）、生産量・額。このうち製油業については動力別経営数、馬力、従業員数、年産量。羊毛紡績場では紡績機構、1製油場が蒸気機関を使用。

12) *Kreis Rees* (S. 82—85)

23経営について、所在地、業種、従業員数、生産量・額。1石鹼・獸脂蠟燭製造場及び1製鉄場で蒸気機関を各々使用。

13) *Kreis Solingen* (S. 86—90)

1832年当該郡長により公刊された郡統計に基いて5業種につき報告

① 鉄・鋼加工業 市場構造, 経営数, 生産量・額。1 鍛鉄場で蒸気機関を使用。

② 傘用金具製造業 経営数, 業者名, 生産品目, 生産量・額。1 業者が蒸気機関を使用。

③ 小刀製造業 1 経営について, 業者名, 週生産量, 生産品目。ここで使用される >Maschinen< について詳述。またこれと兼営される鉋製造業についても工程, >Maschinen<, 生産量について詳述。

④ 綿工業 従業員数, 織機数, 生産量, 経営形態。1 綿紡績場の従業員数, 週生産量, 生産設備について詳述。ミュール, 整経機, 巻取機, 剪糸機 (Mule-Spinnstühle, Schlichtmaschinen, Spul- und Schermaschinen) を使用。

⑤ 羊毛工業 1 紡績場について, 生産設備, 従業員数, 年産量, 販路。>Maschinen auf Sayett< を使用。

14) *Stadtkreis Aachen* (S. 92—105)

19業種について詳述。

① 羊毛工業 経営数, 織機台数, 有力業者名, 経営形態, 年間原毛消費量・額, 年産量・額, 従業員数, 賃銀, 販路, 織機効率, 生産価格の費目別構成。紡糸工程は紡績機構, また計42蒸気機関を使用。

② 毛布製造業 業者名, 従業員数, 織機台数, 原料消費量・額, 生産量・額, 販路。

③ 絨毯製造業 織機台数, 従業員数, 原料消費量・額, 生産品目, 生産量・額, 販路・力織機 (Maschinenstühle) を使用。

④ 羊毛紡績業 1 経営は >Englischer Mechanismus< を採用, 他の 1 経営は蒸気機関を使用。

⑤ 綿紡績業 1 経営について, 生産量・額, 従業員数。紡績機構 (Spinn-assortiment) について詳述。蒸気機関を使用。

⑥ 羊毛取引業 経営数, 仕向地別取扱量。

⑦ 毛織物捺染業 1 経営について生産設備 (Mechanismus), 生産品目。

⑧ 染色業 経営数。

⑨ 羊毛工業用機械製造業 11経営の中6経営が蒸気機関を使用。従業員数、賃銀、鉄鋼消費量・額、生産品目、年産額、販路。

⑩ 汽罐製造業 1経営について従業員数、賃銀、鉄鋼消費量・額、年産量・額、販路。

⑪ 梳毛機製造業 (Mechanische Kratzenfabriken) 経営数、従業員数、賃銀、原料(牛皮、鉄線)消費量・仕入地、生産量・額、販路、販売価格の費目別構成、機械設備 (Maschinerie) ・工程について詳述。

⑫ 製革業 経営数、仕入地別原皮消費量・額、鞣皮用樹皮末消費量・額、生産額、従業員数、賃銀、樹皮液窯 (Grube) 数。

⑬ 白鞣皮業 経営数、樹皮液窯数、羊皮消費量、従業員数、賃銀。

⑭ 膠製造業 経営数、営業内容。

⑮ 縫・編針製造業 経営数、従業員数、鉄・鋼線消費量・仕入地、生産量・額、販路、販売価格の費目別構成、2経営が蒸気機関を使用。

⑯ 留針製造業 経営数、従業員数、賃銀、鋼線消費量、生産量、販売価格の費目別構成、販路。

⑰ 金具製造業 経営数、従業員数、品目別生産量・額、販売価格の費目別構成、販路。

⑱ 壁紙製造業 職種別従業員数、品目別生産量・額、用紙消費量・仕入地、販路。

⑲ 印刷業他 経営数、従業員数、生産品目・額。

15) *Landkreis Aachen* (S. 106—129)

57業種、175営業について、名称、所在地、生産品目、生産量・額、販路、従業員数、生産設備(熔炉、織機、紙漉桶等)、業者名、蒸気機関台数・馬力。炭鉱業では全炭坑(15)、1蒸気機関製造業、17毛織物工場の中5経営、13羊毛紡績場の中2経営、2綿織物工場が各々蒸気機関を使用。また全羊毛紡績場が紡績機構を使用。

16) *Kreis Düren* (S. 130—135)

A. 羊毛工業 12経営について、業者名、所在地、蒸気機関台数・馬力、工程別生産手段、従業員数、年間原毛消費量・額、生産量・額・単価・品目。4経営が蒸気機関、全経営が竝立工程に>Maschinen<を各々使用。

B. 製紙業 19経営について、業者名、所在地、生産設備（紙漉桶、搗機）、従業員数、年間原料消費量、原料単価、年産量、生産原価、製品単価、売上高。

C. 製革業 4経営について、業者名、所在地、樹皮液窯、原皮消費量、樹皮末消費量、原皮単価、樹皮末単価、その他の費用、総費用、売上高、従業員数。

D. 鉱山業 25営業について、業者名、所在地、生産品目、生産量・額、従業員数、種別炉数。

17) *Kreis Euskirchen* (S. 136)

1 留針・金具製造業経営について、業者名と従業員数。

18) *Kreis Eupen* (S. 137—141)

7 自治体、66経営について、業者名、従業員数、生産品目、生産設備（織機、搗晒し盤等）。31羊毛工場の中14が蒸気機関、全紡績場（14）が紡績機構、1羊毛工場に>Rauhmaschinen<を各々使用。

19) *Kreis Geilenkirchen* (S. 142—143)

5業種18経営について、業者名、所在地、生産品目、従業員数、年産量・額、生産設備（織機、紙漉桶、樹皮液窯）。煉瓦製造業7経営は一括して同上の項目。

20) *Kreis Heinsberg* (S. 144)

4経営について、業者名、所在地、生産品目、生産設備（紙漉桶、織機）、従業員数。

21) *Kreis Julich* (S. 145—147)

自治体毎に、業種、業者数、従業員数、年産量・額、生産設備（織機、樹皮液桶等）。1羊毛工場に紡糸工程は紡績機構、剪毛工程に>Zylindermaschinen<を使用。

22) *Kreis Malmedy* (S. 148—149)

8 地域について業種毎に、業者数、従業員数、原料消費量、生産量・額、販路。1 製紙場で暖房用に蒸気機関を使用。

23) *Kreis Monschau* (S. 150—161)

a. 羊毛・カシミア工業 3 地域計30経営について、業者名、蒸気機関台数・馬力、工程、織機、紡績機構、従業員数、年間原毛消費量・額、年産量・額、製品単価、生産品目。1 経営で蒸気機関を使用。

b. 非織布工程部門 20経営について、業者名、所在地、業種、紡績機構数、従業員数。

c. 採掘業・金属工業 5 営業について、名称、所在地、生産品目、生産量・額、販路、従業員数、種別熔炉数、業者名・住所。

24) *Kreis Schleiden* (S. 162—165)

50経営について、業種、所在地、生産品目、生産量・額、種別熔炉数、織機台数、従業員数。

25) *Kreis Bergheim* (S. 168—169)

4 経営について、所在地、業種、従業員数、年産量・額、業者名。

26) *Kreis Bonn* (S. 170—171)

13経営について、所在地、業者名、業種、従業員数、織機台数、紡錘数、蒸気機関台数・馬力、年産量・額。綿工場、製陶場、甜菜糖製造場で各々蒸気機関を使用。

27) *Kreis Euskirchen* (S. 172—175)

製造業、鉱山業計46経営について、所在地、業者名・住所、業種、生産設備（織機、紡機、紙漉桶、煉瓦窯）、従業員数、生産量・額。3 羊毛紡績場で紡績機構。

28) *Kreis Gummersbach* (S. 176—183)

66経営について、業種、所在地、業者名、生産品目、生産量・額、従業員数、生産設備（熔炉、紙漉桶、織機等）。1 綿紡績場、3 羊毛紡績場で紡績機構、煙管製造場で >Maschinen<を使用。なお郡長は、63火酒蒸溜場、

23麦酒醸造場, 41製革業, 20砵骨場は手工業経営とみなして除外したと注記。

29) *Stadt Köln* (S. 185—187)

60業種について, 経営数, 従業員数, 年産量・額, 生産設備(織機, 蒸気機関等)。1鉄研摩場, 1アルコール製造場(Espritfabrik), 1製材場で各々蒸気機関, また羊毛紡績場では紡績機構を使用。

30) *Landkreis Köln* (S. 188—191)

10自治体について, 業種別経営数, 所在地, 従業員数, 年産量・額, 生産設備(織機, 石灰窯等), 中17経営については業者名。1製材場で蒸気機関を使用。

31) *Kreis Mülheim [Rhein]* (S. 192—193)

6自治体8業種につき, 経営数, 織機台数, 紙漉桶数, 種別熔炉数, 従業員数, 年産量・額。2羊毛工場で紡績機構を使用。

32) *Kreis Reinbach* (S. 194—195)

4経営について, 業者名・住所, 業種, 従業員数, 生産設備(織機, 紡錘, 紙漉桶)。2羊毛紡績場で紡績機械を使用。

33) *Siegbkreis* (S. 196—197)

6自治体毎に, 業種, 所在地, 生産品目, 生産量, 従業員数。

34) *Kreis Waldbröl* (S. 198—199)

6経営について, 所在地, 業種, 従業員数, 年産量・額, 販路, 業者名・住所, 生産設備(種別熔炉数等)。

35) *Kreis Wipperfürth* (S. 200—201)

12業種について, 経営数, 従業員数, 生産設備(織機, 紡機, 搗晒し用桶, 火薬製造用釜等), 年賃銀総額, 年産量・額, 販路。41の>Rauh- und Schermaschinen<, 5羊毛紡績場の中3経営及び1搗晒し場で蒸気機関を使用。

36) *Kreis Bernkastel* (S. 204—205)

6経営について, 業種, 所在地, 生産品目, 業者名, 年産量・額, 従業員数, 生産設備(紙漉桶, 搗碎具, 鍛冶具, 種別熔炉等)。

37) *Kreis Bitburg* (S. 206—207)

3 経営について、所在地、業種、生産設備（熔炉、鍛冶具等）、従業員数、生産品目、年産量・額、原料仕入地、販路、業者名。

38) *Kreis Daun* (S. 208—211)

a. 製鉄業 4 経営について名称、業者名・住所、種別熔炉数、従業員数、生産品目・単価、年産量・額、販路。

b. 製革業 業者名・住所、樹皮液窯数、従業員数、年産額、販路。

39) *Kreis Merzig* (S. 212—213)

3 経営について、業種、生産設備（紡機、熔炉、鍛冶具等）、従業員数、生産品目、年産量・額、販路。1 羊毛紡績場で紡績機械を使用。。

40) *Kreis Ottweiler* (S. 214—215)

3 経営について、所在地、業種、生産設備（熔炉、織機）、業者名・住所、従業員数、年産量・額。1 製鉄場で蒸気機関を使用。

41) *Kreis Prüm* (S. 216—217)

3 業種について、所在地、経営数、従業員数、生産設備（樹皮液窯、熔炉等）、生産量・額、販路。

42) *Kreis Saarbrücken* (S. 218—225)

53 経営について、業種、業者名・住所、生産設備（各種熔炉、鍛冶具、製塩用釜等）、生産品目、年産量・額、従業員数、販路。さらに麦酒醸造業24 経営について、麦芽消費量、課税額、水車場経営について、業種別経営数、生産設備（碾白装置等）。1 膠製造場で蒸気機関、1 針金釘製造場で>Maschinen<を使用。

43) *Kreis Saarburg* (S. 227)

郡長より当郡には Fabrik とみなしうるものなしとの回答に対して、鞣皮業について報告せよとの指示あり、鞣皮業者数、樹皮液釜数。

44) *Kreis Saarlouis* (S. 228—229)

8 経営について、名称、業種、所在地、生産設備（熔炉、圧延機、紙漉桶等）、従業員数、年産量・額。1 圧延場で蒸気機関を使用。

45) *Kreis St. Wendel* (S. 230—231)

本来の Fabrikanstalt はないという但書つきで、6業種について、経営数、従業員数。

46) *Stadtkreis Trier* (S. 232—233)

20経営について、業者名、業種、従業員数、生産設備（織機、紡機、樹皮液釜、煙草加工台等）、年産量・額。壁紙業、羊毛工業計3業者のみが>Fabrikant<であり、他は手工業者であるという郡長の注記。2羊毛工場の紡糸工程で紡績機構を使用。

47) *Landkreis Trier* (S. 234—235)

製鉄業3経営について、業者名、所在地、生産設備（熔炉、圧延機、鍛冶具等）、従業員数、生産品目、年産量・額。1経営は機械製造場を兼営、また圧延工程に蒸気機関を使用。

48) *Kreis Wittlich* (S. 236—237)

a. 毛織物業 自治体別に、織工数、織機数、Stück 当り必要生産者数・日数、年産量・額、羊毛価格、賃銀、染料費、利潤。

b. 羊毛紡績業 1経営について、紡績機構（Wollspinnmaschine）、稼動月数、従業員数、生産量・額、賃銀、機械維持費、利潤。

c. 製鉄業 経営数、生産設備（熔炉、鍛冶具、圧延機等）、従業員数、生産品目、生産量、販売価格、石炭・木炭消費量、鉄鉱石消費量。

49) *Kreis Adenau* (S. 240—241)

5経営について、業種、所在地、業者名・住所、生産品目・量、従業員数、生産設備（熔炉、圧延機等）。2羊毛紡績場で紡績機構を使用。

50) *Kreis Ahrweiler* (S. 242)

3経営について、業種、所在地、業者名・住所、生産設備（紙漉桶）、従業員数、年産量・額。

51) *Kreis Altenkirchen* (S. 243—246)

7業種15経営について、業者名、所在地、生産設備（熔炉、織機、紡錘等）、従業員数、原料消費量、生産品目、年産量・額、販路。製油・碎骨場については、水車数、原料消費量。

52) *Kreis Cochem* (S. 247)

2 経営について、業種、業者名、所在地、生産設備（織機等）、従業員数、生産品目、年産量、販路。羊毛工場では>Rauhmaschine<、>Zylindermaschine zum Scheren der Tücher<、紡績場では紡績機構を使用。

53) *Kreis Koblenz* (S. 248—249)

13 経営について業者名・住所、生産品目、従業員数、生産設備（熔炉、樹皮液釜、紡機等）、年産量・額。2 羊毛工場が紡績機構を使用。1 機械製造業。

54) *Kreis Kreuznach* (S. 250—251)

18 経営について、所在地、業種、業者名、従業員数、生産量・額、生産設備（紙漉桶、製塩釜）、さらに製革業を一括して同上の項目。

55) *Kreis Mayen* (S. 252—256)

a. 製造業 17 経営について、業種、業者名、生産品目、年産量・額、従業員数、生産設備（熔炉、紙漉桶、繊維業各工程設備）、販路。5 羊毛紡績場が紡績機構を使用。

b. 採掘業 6 業種について、所在地、坑数、従業員数、年産量・額。さらに Rittergut zur Nette の4 水車場と1 火酒蒸溜場について、従業員数、年産量・額、生産設備、製粉場では粉篩機（Beutelmaschine）、蒸溜場では打穀機（Dreschmaschine）を使用（S. 262—263）。

56) *Kreis Neuwied* (S. 258—262)

29 経営について、業者名、所在地、業種、生産品目、年産量・額、従業員数、生産設備（熔炉、鍛冶具、紙漉桶、織機等）。麦酒醸造業、火酒蒸溜業 2 業種については、従業員数、年産量・額。さらに H. W. Remy & Cons. より郡長宛の回答書。

57) *Kreis St. Goar* (S. 266—272)

>大規模経営<（fabrikmäßig im großen betrieben）はすべて収録という注記。59 経営について、所在地、業者名、生産品目、従業員数、年産量・額、生産設備（樹皮液釜、織機、各種熔炉等）、原料消費量・仕入地、販路。

さらに製革業に関する St. Goar 町長 (Bürgermeistereiverwalter) より郡長への報告。

58) *Kreis Simmern* (S. 274—275)

2 経営について、業者名、所在地、業種、生産設備 (高炉、紙漉桶)、年産量・額、従業員数。

59) *Kreis Wetzlar* (S. 277)

4 経営について、業種、所在地、熔炉、鍛冶具、年産量、従業員数。

60) *Kreis Zell* (S. 278—279)

3 経営について所在地、業種、業者名・住所、従業員数、年産量・額。さらに37屋根葺スレート採掘場について、従業員数、年産量・額。Ferd. Remy & Cie. から Zell 町長宛の回答全文。

以上が1836年調査結果の要約であるが、1841年統計はこれと較べて極めて簡略なものになっており、工業部門 (Gewerbliche Verhältnisse) については、28業種について各々経営数及び従業員数を記載しているのみである。この中冶金業については例外的に詳細な記述がなされ、また蒸気機関については業種毎に使用台数が挙げられている。鉱業・製塩業部門 (Bergbau u. Salinen) については、6 業種について坑数等が記載され、また各種 鉱産物の生産量・額について県別一覧表が作成されている。⁸⁾

さて、これまで紹介してきた1836年及び41年統計、とりわけ前者の利用に際して留意すべき点は次のようなものであろう。

(1) >Fabrik<概念。州知事の回状にはこれの積極的規定は見出されず、ただ「各管内の工場に関する諸指標」(sich auch diese Fabriken beziehende spezielle Angaben) として、Weberei では織機、Spinnerei では Assortiment, Papiermühle では紙漉桶、Hüttenwerk では各種 熔鉱炉等を挙げている用語法⁹⁾からして、特定の業種の特定の生産手段—これは必ずしも本来の機械、装置であることを要しない—を設置した経営を>Fabrik<と呼んでいるとも解釈できる。その限りでは産業部門もしくは生産工程からの規定

であるが、それにしてもこの程度の説明では、個々の経営についての判断は各郡長に任されることにならざるをえない。その結果各郡長間の>Fabrik<解釈には混乱が生じているが、それはそれで、>Fabrik<概念の範囲を各郡長の相異なる用語法から具体的に測定できる効果をも生んでいるということもできよう。こうしてみていくと、当時の>Fabrik<概念についての最少限度の共通の理解は、>nicht unbedeutend< ¹⁰⁾もしくは>fabrikmäßig<に経営されているということであろう。これは一見同義反復的にみえて実はそうではない。というのは>fabrikmäßig<は>handwerkmäßig<の対立概念なのであり、そして>Handwerk<とは製品販路が地元に限られているような小経営の謂なのである。¹¹⁾それ故>Fabrik<とは製品販路が遠隔地に及ぶ経営ということになる。¹²⁾結局>Fabrik<は技術的及び市場的両観点から複合的に規定された概念といえるのであるが、本統計の用語法を丹念に検討していくと、当時はおも市場の観点が優越していたと理解できるのである。なお>Fabrik<を>Hütte<、>Mühle<、>Grube<と並ぶ経営形態とする用語法も散見されるが、¹³⁾これら3者に対して工場範疇を適用する際にも、>Fabrik<に対してと同様の注意を必要としよう。

(2) >Maschine<概念。本書には>Maschine<と並んで>Maschinenrie<、>Mechanismus<、>Mechanische<（修飾語として）等の用語が使われている。この場合にも概念規定は必ずしも明確ではない。たしかに繊維工業の諸工程に使用される>Maschine<が、道具とは厳密に区別された作業機であることにはほぼ問題がないが、>Maschine<という表示のない労働手段、とりわけ冶金業における各種の熔鉱炉（Feuer, Ofen）、鉄鋼業における鍛造、圧延工程で使用される各種の設備（Hammer, Walze等）、機械製造業で使用される各種作業具（Drehbank, Polierbank, Schleifwerk等）が当時の具体的な構造、形態、機能において機械もしくは装置範疇に含められうるか否かの判断は、なお技術史的観点からの慎重な検討を必要としよう。さしあたり注意すべきは、>Fabrik<に対する>Hütte<、>Mühle<と同様に、当該器具が本来的な機械に転化した後も>Hammer<、>Wal-

ze<, >-bank<, >-werk< 等の伝統的な名称は保持される可能性が存在するということであり、本史料から、非繊維工業部門の機械化が跛行的に遅れているとただちには断定できないという点である。

(3) >蒸気機関<。本書では蒸気機関台数及び馬力がかなり正確に記載されている。興味深いのは、蒸気機関が26もの業種（もしくは工程）に採用されているばかりではなく、すでに二、三の蒸気機関製造業経営すら成立していることである。その際、少数の郡については動力機がどのような作業機もしくは工程と連結しているかの説明が附されているが、一般的にはこの点は不明である。むしろ全体としてみるならば作業機の分布と蒸気機関のそれとの間にはずれすら認められるのであり、工業化過程の最も基本的な局面をなす「機械化」>Mechanisierung<の分析に際して、蒸気機関の自立的普及をどのように把握したらよいのかという問題が提起されているといってもよいだろう。

(4) 販路及び原料・補助材料の仕入地。これについての記載の有無は郡によって異り、また記載内容の精粗の度合いも郡もしくは経営によって甚しく異なる。とりわけ販路について具体的な地名・国名が記されているのは20郡にすぎない。販路についてはむしろ¹⁵⁾>Inland<,>Ausland<別の大きな表示が圧倒的に多い。¹⁵⁾この場合の用語法も極めて曖昧であり、例えば>Inland<が、当該企業が属する県、ライン州、プロイセン西部、プロイセン王国、関税同盟内諸国のどの段階を指すのかはただちに断定はできないのである。¹⁶⁾この販路表示は本来関税同盟の市場拡大効果の測定に絶好の手がかりを与えてくれるべきものであるが、>Inland<概念の確定作業を怠ると、おそらく相反する結論さえ同時に可能となるであろう。

以上のような問題点を抱えながらも、本史料はすでに述べたように、他の同時代諸史料と相補いあってラインラントの1830年代を把握する上に極めて貴重な資料を提供してくれるものである。ではなぜ1830年代が問題となるのか、それを最後に一言しておきたい。

1815年ドイツ連邦の結成から1848年三月革命に至るまでの時期——これは普通「三月前期」と呼び慣わされている——のドイツ全体の経済的發展については、ドイツにおいても日本においても従来消極的評価が一般的であった。それは双方に独自の産業革命理解からくるのであるが、日本においては、市民革命から産業革命へというイギリス型軌跡をドイツにも求めようという発想が、三月革命の市民革命としての性格に多分の疑念を抱きながらも、「三月後期」に「産業革命」期を、もしくは「産業革命」の「本格的進行期」を想定しようとする見解を生み出してきたとい¹⁷⁾てよい。もし1830年代が経済史的に問題になるとすれば、何よりも、産業革命の前提条件としての「国内市場」創出の、そのまた前提条件たるドイツ関税同盟成立の故にであり、本史料の統計調査が行われた前年、イギリスに遅れること僅か6年にしてフランクンの野に汽笛を響きわたらせたドイツの鉄道業にしてからが、イギリスの場合とは逆に「産業革命」の開始を告げるものであったとする見解も、これと軌を一¹⁸⁾にしているとい¹⁹⁾てよいであろう。だがこうして「ドイツ産業革命」を三月革命もしくは関税同盟成立後におしやってしまう見解は、関税同盟成立期にドイツ各地が、とりわけラインラントやシュバーベンやザクセンがすでに達していた工業化の水位の高さに眼をつぶることになりかねない。最近の地域史研究のめざましい進展はすでに18世紀の中からドイツの産業的中心地が急速に機械化を進行させていた事実を次々と明きらかにしてきた。それにもかかわらず、われわれが焦点を資本主義経済の国民的体制なるものに移し変え、その「不可欠の前提」としての関税同盟を一旦論じ始めるや否やドイツは完全に立遅れた「農業国」に押し戻されてしまうのである。工業化に関する実証的研究の成果と、関税同盟の本源的役割に対する評価とが次第にあらわしつ¹⁹⁾ある齟齬を、本史料もまたあらためて想起させる。だから前者の確認は後者の再検討につながることに1830年代の問題性が伏在しているのである。というのも、当局からの営業状態問合せが租税負担の増大につながるのではない²⁰⁾かとの懸念から、極めて控え目な数字や抽象的記述をもって応じた「ラインのブルジョアジー」の韜晦的回答は、こうして集大成されてみると、産業革

命の主要課題を果し終えつつある地域のみが持ちうる生産力的骨格をすでに浮かび上がらせているというのが筆者の印象だからである。編者アーデルマン自身は本史料から当該期ライン工業の水準に対して概して消極的な評価を下しているにもかかわらずである。

- 1) 「西ドイツにおける経営史学の動向—Rheinisch-Westfälisches Wirtschaftsarchiv zu Köln の活動を中心に—」(仮題、『経営史学』掲載予定)を参照せよ。
- 2) Wolfgang Zorn, Zur Historischen Wirtschaftskarte der Rheinlande 1818. In : Rheinische Vierteljahrsblätter 29 (1964) ; Ders., Neues von der Historischen Wirtschaftskarte der Rheinlande. ebd. 30 (1965) ; Ders., Neue Teile der Historischen Wirtschaftskarte der Rheinlande. ebd. 31 (1966/67) ; Ders., Eine Wirtschaftskarte Deutschlands um 1820 als Spiegel der gewerblichen Entwicklung. In : Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik 179 (1966), Ders., Die wirtschaftliche Struktur der Rheinprovinz um 1820. In : Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte 54(1967); Ders., Zum Abschluß der Historischen Wirtschaftskarte. In : Rheinische Vierteljahrsblätter 33 (1969) ; Heinrich Jansen, Zur Geschichte der Fabrikentabelle von 1820. ebd. 30 (1965) ; Joachim Kermann, Die Manufakturen im Rheinland 1750—1833. Bonn 1972.
- 3) Johann Georg von Viebahn (hrsg.), Statistik und Topographie des Regierungs-Bezirks Düsseldorf. Th. 1. 2. Düsseldorf 1836.
- 4) Rüttger Brüning (hrsg.), Offizielles Adreß-Buch für Rheinland-Westphalen. Elberfeld. 1833.
- 5) 松田智雄「ウエルテンベルク王国内の『工場・マヌファクトゥア目録』分析・解題」『経済学論集』第30巻第1号, 1964。なおこれは、同『ドイツ資本主義の基礎研究』1967年, 355—428頁に収録されている。
- 6) <Assortiment> についての説明は本史料の中には見出されない。しかし紡績工程についての労働手段表示はほとんどの郡において紡錘ではなく Assortiment となっているので、これについての用語例を挙げておく。Joh. Kreisköther 経営の羊毛紡績場では, 4 Schrübbel, 2 Kratzmaschinen, 2 Grobspinnmaschinen, 6 feine Spinnmaschinen, 1 Maschinenwolf を稼働させており, これら紡績機械の組合せ表示が 2 Assortiments とされている (S. 22—23)。このことから 1 Assortiment は 2 Schrübbel, 1 Kratzmaschine, 1 Grobspinnmaschine, 3 feine Spinnmaschine の組合せから成ると解釈できる。ここでは一応, 「紡績機構」と訳しておく。なお Assortiment なる用語が当時業界用語として定着していなかったことは, Elberfeld の郡長の注記から窺われる。彼はこの用語の理解が業者によ

って異り、ある者は紡錘数を、ある者は紡糸の種類を、またある者は番手数を記入してきたために、当該欄は空欄にせざるをえなかったと報告している (S. 50)。また Gladbach の郡長は、>Handmaschinen< 使用の経営者達は この 分類方法を知らないの で Assortiment 数を挙げることはできなかったと報告 (S. 59)。Stadtkreis Aachen の郡長は、Cockerill 綿紡績場に関する説明の中で、1 Spinnassortiment は羊毛〔綿?〕の洗滌から撚糸工程に至るまでの16種の機械から成ると述べている (S. 96)。なお Wipperfurth 及び Cochem では >Sortiment< という表現になっており (S. 200, 247)、また Wittlich では >Spinnmaschinen< と表記されている (S. 236)。

- 7) >Handmaschine< がジェニー紡績機であったと推定しうることにについては、H. Busch, Zur Technik u. Geschichte der Baumwoll-Handspinnerei des M. Gladbacher Bezirks (1800—1860), M. Gladbach 1909. S. 3 を参照。
- 8) S. 297—309.
- 9) S. 14
- 10) 例えば Elberfeld 郡長の注記 (S. 47).
- 11) 「たかだか 4～5 人しか雇用していない製革業経営や大した規模でもない (nicht von Bedeutung) 毛織物経営を >Fabrikanstalt< 目録に記載すべきか否か」という Cochem 郡長の問合せに対する「その必要なし」との州知事の回答を参照 (S. 247).
- 12) Stadtkreis Trier の郡長の注記 (S. 232).
- 13) だから生産規模からいえば >Handwerk< 経営ではあっても、その製品販路が広域に亘る限りでは >Fabrik< とみなされる。例えば、Kreis Prüm の 25 製革業経営は合計 110 人 (1 経営当り平均 4～5 人) の従業員を数えるのみであったにもかかわらず、その製品は Frankfurt a. M., Leipzig, Braunschweig, Naumburg, Frankfurt a. d. O. の大市で売捌かれ、さらに Berlin, Breslau, Königsberg 等へも仕向けられていたために、郡長によって明確に >Fabrikanstalt< として把握されている (S. 216—217)。ちなみに、生産力的には >Handwerk< でしかない零細家内営業を >Hausindustrie< と呼ぶ際の >Industrie< の用語法も市場的観点からの規定といえよう。
- 14) 例えば Euskirchen に関する作表 (S. 172—175)。
- 15) 例えば Landkreis Aachen の販路欄は >Der Debit ist größtenteils od. ganz innerhalb od. außerhalb des Staates< という二分法記入である (S. 106—119)。
- 16) 例えば Saarbrücken の 4 煙草製造業経営の販路について、>der Absatz geht ins Inland und in die Vereinigten Staaten< と記載されており、>Inland< は事実上 >Rheinprovinz< を指していると理解することができる (S. 221)。また Cochem の 1 綿・毛織物業経営の販路について、>größtenteils aufs Inland u. versendet

mitunter auch ins Königreich Bayern<と記されている。Königreich Bayern は何よりも Pfalz を指すものと容易に推定できるが、とまれここでも>Inland<は関税同盟内地域一般と区別されている(S. 247)。関税同盟成立後すでに2年を経過しているにもかかわらず、ラインラントの外部地域が、地元生産者の視点からは依然>Ausland<として遠望されていた例が少くないことを、われわれは十分留意しておかなければならない。

- 17) この代表的なものとして川本和良氏の見解を挙げることができる。『ドイツ産業資本成立史論』1971年、108—110頁の行論を参照せよ。
- 18) 北条功「ドイツ産業革命と鉄道建設」高橋幸八郎編『産業革命の研究』昭和40年、185—238頁。
- 19) 前出松田氏の著書にはこのくい違いが随所に見受けられ、本書が「三月前期」分析を主要課題としているにもかかわらず、当該時期を「産業革命期」として把握するの可否かという点では、関税同盟論の視点からする消極的評価と、地域史的観点からする積極的評価とが並列されたままに終っているといわざるをえない。
- 20) 11郡の郡長が注記の中で、当該調査に対する業者の消極的な反応に触れ、また生産量・額の記載は信憑性が弱いことに注意を促している。